

令和2年第2回定例会(令和2年6月29日)

観光建設水道委員会委員長 (市原 隆生 委員長)

去る6月18日の本会議において、観光建設水道委員会に付託を受けました『議第66号 令和2年度 別府市一般会計補正予算(第4号)』関係部分、ほか2件について、6月19日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

初めに、『議第66号 令和2年度 別府市一般会計補正予算(第4号)』関係部分についてであります。

産業政策課関係の不動産売払収入では、商工会館用地として、別府商工会議所に貸し付けていた市有地を同会議所に売却するものであり、売却価格については、不動産鑑定による価格を採用したとの説明がなされました。

委員から、当初より、貸付ではなく更地の状態で売却していれば、今回の売却価格より利用価値の高い更地の価格で売却できたのではないかとの質疑がなされ、当局より、商工会議所からの当初の申出は貸付であったが、今回、売却についての申出があったこと、及び30年間の貸付期間に係る収入と今回の売却による収入を勘案すれば、総収入はほぼ変わらないとの説明がなされました。

また、別の委員より、不動産鑑定価格の算出根拠はどうなっているのかとの質疑に対し、当局より、当該鑑定については、周辺5か所の取引事例を用い、不動産鑑定士が算出した価格であるとの答弁がなされた次第であります。

続きまして、竹細工伝統産業会館の指定管理者制度導入に係る指定管理料の債務負担行為についてであります。

当局より、令和5年度までの債務負担行為の限度額を計上しているとの説明に対し、委員より、制度導入後の収入の取扱いについて質疑がなされ、当局より収入については、利用料金制となり指定管理者の収入となるとの説明がなされた次第であります。

さらに、この答弁に対し、同委員から、制度導入後の運営に係る支出が、従来の年間3千7百万円から1千6百万円に縮小されるため、指定管理者の負担とならないよう状況を注視し、必要な見直しを図るようとの意見がなされました。

以上、1件の補正予算議案は、採決の結果、当局の説明をいずれも適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、『議第81号 指定管理者の指定について』では、本年10月から指定管理者制度を導入するにあたり、広く民間事業者を公募し、選定委員会における審査の結果、「別府竹製品協同組合」「株式会社美装管理」の2社で構成する

「竹細工伝統産業会館共同事業体」を選定。令和6年3月までを指定の期間とし、議決後に基本協定を締結したいとの説明がなされました。

委員より、制度導入後の人員体制はどうなっているのかとの質疑に対し、当局より、現在は、6名体制であるが、導入後の10月より、5名でローテーションを組み、常時最低3名体制で運営を行うとの説明がなされました。

この答弁に対し、同委員より、人員が減少することには運営上の不安が残るため、指定管理料と同様に状況を注視し、必要な見直しを図るようとの意見がなされた次第であります。

最後に『議第87号 市長専決処分について』では、新型コロナウイルス感染症対策に係る「令和2年度別府市一般会計補正予算（第3号）」について、議会の承認を求めるものであることの説明がなされ、まず初めに、観光課関係の「湯ごもりエール泊」では、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とし、宿泊事業者への支援事業として、登録施設への宿泊客1人1泊2千円を施設に対し助成するものであるとの説明がなされた次第であります。

委員より、当初、別府市旅館ホテル組合連合会加盟施設以外を対象としなかった理由及び対象を上げたことに係る予算措置について質疑がなされ、当局より、当初は迅速性を重視し、組合加盟の施設を対象としていたが、現在は対象を拡げており、その予算は、1千万円を想定し、財源として、予備費の充当を検討しているとの説明がなされました。

また、別の委員から、助成の仕組み等がわかりづらいとの質疑に対し、当局より、助成金は、施設に対して助成するものであり、宿泊客に対して助成するものではなく、料金の確認やオプション付加等については、利用客と施設との間で行うものであるとの説明がなされました。

さらに、同委員より、宿泊施設から納入業者等への支払いを速やかに行うための指導を行うようとの意見がなされ、当局より、旅館ホテル組合へ申入れを行っていききたいとの説明がなされた次第であります。

続いて、産業政策課関係の「新型コロナウイルス感染症緊急支援」については、別府エール食うぽん券発行取扱店及び湯ごもりエール泊に参加する旅館、ホテルに対し、これらの事業者等の感染症予防対策に必要な経費の一部を補助するものであるとの説明がなされました。

また、「別府エール食うぽん券」については、感染症の影響で客足が激減した飲食を提供する店舗、施設等の支援のため、市内在住者を対象にプレミアム率30%のクーポン券を発行するものであるとの説明がなされた次第であります。

委員より、高齢者等に配慮し、販売場所を増やすことはできないかとの意見に対し、当局より、感染症対策を講じ対面販売を行える場所が、別府アリーナ

しか準備できず、販売場所を増やすことは現状困難であるとの説明がなされました。

また、別の委員より、影響が甚大な小売業者等へも対象を拡大できないかとの質疑がなされ、当局より、限られた予算の中で経済波及効果が一番大きく望める飲食店を対象としているが、今後検討していきたいとの答弁がなされた次第であります。

さらに、別の委員より、飲食店から関連業者への早期支払いが必要であるとの意見に対し、当局より、登録店舗へ協力を依頼するとともに、商工会議所と連携し、関連業者にも効果が及ぶ形で事業を進めていきたいとの答弁がなされました。

以上、指定管理者の指定及び市長専決処分に係る議案については、採決の結果、当局の説明をいずれも了とし、全員異議なく原案のとおり可決及び承認すべきものと決定した次第であります。

以上が、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。